

○ 都市公園の設置について

所沢市告示 第 410 号
令和 7 年 9 月 2 日

次のように都市公園の供用の開始をするので、都市公園法（昭和 3 1 年法律第 7 9 号）
第 2 条の 2 の規定に基づき公告する。

所沢市長 小野塚 勝俊

公告の内容	名 称	位 置	区 域	期 日
供用開始	所沢市上新井五丁目22番49外 杉ノ内公園	所沢市上新井五丁目22番49外	別添図面のとおりに略	令和 7 年 9 月 2 日

公 示 送 達 書

所沢市告示第411号

令和7年9月2日

下記の書類は、当市介護保険課に保管してありますから、来庁のうえ受領してください。
なお、介護保険法第143条において準用する地方税法第20条の2第3項の規定により、掲示を始めた日から起算して7日を経過したときは、書類の送達があったものとみなします。
介護保険法第143条において準用する地方税法第20条の2第1項の規定により公示します。

所沢市長 小野塚 勝俊

記

NO	送達すべき書類	通知書番号	氏名	住所
----	---------	-------	----	----